

酒々井町自主防災組織補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内に結成された自主防災組織の育成を図るため、当該組織が行う防災活動に必要な防災資機材又は防災倉庫（以下「防災資機材等」という。）の購入に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することにより町民の防災意識の高揚と地域における自主防災活動を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、自主防災組織とは、地域災害に対処することを目的として、防災用具の備蓄並びに初期的な消火、避難、救護及び復旧体制の整備を自主的に行うために設立した組織で、自治会等の地域ごとに結成されたものをいう。

(対象組織)

第3条 補助金の交付を受けることができるものは、次の各号のいずれかに該当する自主防災組織とする。

- (1) 新たに設立された自主防災組織
- (2) 過去に町から防災資機材等の貸与又は補助金を受けた日から15年を過ぎた自主防災組織
- (3) その他町長が必要と認める自主防災組織

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、防災活動に必要な防災資機材等の購入に要する費用であって、1 自主防災組織に対し、2 回限りとし、次に掲げるものとする。

- (1) 防災活動の用に供する防災資機材
- (2) 防災資機材を収納するための防災倉庫

2 補助金の額は、前項各号に掲げる経費の合計額とする。ただし、前条第1号及び第3号に該当する場合は50万円を、同条第2号に該当する場合は、25万円を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者（以下「申請者」という。）は、酒々井町自主防災組織補助金交付申請書（別記第1号様式）に自主防災組織の規約及び地区防災計画を添えて町長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付することが適当と認めたときは、交付の決定をし、酒々井町自主防災組織補助金交付決定通知書（別記第2号様式）を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者は、防災資機材等の購入が完了したときは、速やかに酒々井町自主防災組織補助金実績報告書（別記第3号様式）に領収書の写しを添えて町長に提出しなければならない。

(確定の通知)

第8条 町長は、前条の規定により実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、酒々井町自主防災組織補助金交付
額確定通知書（別記第4号様式）を申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第9条 申請者は、補助金の交付を請求しようとするときは、酒々井町自主防災組織
補助金交付請求書（別記第5号様式）を町長に提出しなければならない。

（概算払請求）

第10条 申請者は、補助金の概算払を受けようとするときは、酒々井町自主防災組
織補助金概算払請求書（別記第6号様式）を町長に提出しなければならない。

（防災資機材等の管理）

第11条 防災資機材等の支給を受けた自主防災組織は、当該防災資機材を適正に管
理し、防災活動に有効に利用しなければならない。

（防災資機材等の返還）

第12条 町長は、偽りその他不正な手段により、防災資機材等の支給を受けたとき
は、自主防災組織に対し、防災資機材等の全部又は一部の返還を求めることができ
る。

（譲渡の禁止）

第13条 支給された防災資機材等は、他に譲渡してはならない。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。